

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋及び償却資産の所有者に課される税金です。土地や家屋は主として登記の情報をもとに課税しますが、償却資産については登記の制度がありません。

そのため、地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在地の市町村長に申告しなければならないこととなっています。

市内に事業用償却資産を所有する法人・個人の方は、所得税の確定申告や市県民税の申告等とは別に償却資産の申告をする必要があります。

提出期限 令和8年 2月2日(月)

償却資産の法定提出期限は、1月31日です（土曜日又は日曜日に当たる場合は翌月曜日）。

※注意事項

- 1) 償却資産申告書の提出は、本庁・税務課（1階2番窓口）、または各振興局の窓口までお願いします。郵送、または電子申告（エルタックス）でも申告できます。
- 2) 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して必ず提出してください。

◎提出先

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927番地2

真庭市総務部税務課

※申告書の控えの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【目次】

1	償却資産とは.....	2
2	申告について.....	8
3	償却資産の評価について.....	14

1 償却資産とは

● 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産とは、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産」で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

ここでいう事業とは、会社や個人で工場や商店等を経営することや、駐車場や建物の貸し付けなどをいいます。

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

資産の種類		内容	
第1種	構築物	広告塔、外灯、駐車場等の路面舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、フェンス、花壇、緑化施設、街路灯、屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管、融雪設備 等	
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、独立した浄化槽、貯水槽、可動間仕切り、特定の生産又は業務用の設備 等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備 等	
第2種	機械及び装置	製造機械設備（食品加工設備、精製設備等）、工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、搬送設備（クレーン、コンベヤー等）、モーター、ポンプ類の汎用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備 等	
第3種	船舶	一般船舶、ボート 等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」となっています。）、台車 等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除く。）農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの 申告は賦課期日(1月1日)時点で建設機械等を保管する「主たる定置場」のある市町村に対して行うこととなります。	
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、ゲーム機器等、測定工具、切削工具、冷蔵庫、医療機器、カラオケ等の音響機器 等	
		建築設備に付属する備品で申告対象のもの	電話機・電話交換機、アンプ・スピーカー・マイクロホン（機器のみ）、インターホン（機器のみ）、ネオンサイン、電気時計（機器のみ）、カーテン、ブラインド 等

業種別「資産の種類」参考例

業種	内容
共通	受変電・自家発電等の電気設備、太陽光発電設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、フェンス、外溝、外灯、花壇、緑化施設、看板（広告塔・案内板・袖看板・ネオンサイン等）、自動販売機、エアコン（壁掛け型）、内装（テナントが施行したもの）、ブラインド・カーテン、基礎のない物置 等
一般事務	パソコン、プリンター、事務机・椅子、ロッカー・キャビネット、応接セット、L A N設備 等
製造業	金属製品製造設備（旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、プレス機、溶接機等）、木製品製造設備（丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等）、食品製造加工設備（厨房設備、窯、オーブン、あん練機、ミキサー、包装機等）、貯水設備、梱包機 等
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）スイーパー等建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器 等
不動産賃貸（アパート等）・駐車場	門・塀・フェンス・緑化施設等の外構工事、路面舗装、自転車置場、屋外灯、駐車場機械設備（ターンテーブルを含む。）、駐車料金自動計算装置、その他屋外の設備 等
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ機器、冷凍・冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、テーブル・椅子、陳列ケース・陳列棚、自動販売機、接客用家具 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒滅菌機、ドライヤー、タオル蒸器、サインポール 等
病院・医院・薬局業	ベッド、手術台、X線装置・心電図・歯科診療ユニット・ファイバースコープ等の医療用機器、分包器、給食用厨房機器、薬品戸棚・陳列ケース、看板・駐車場等の外構工事 等
娯楽業	パチンコ台・パチスロ台・ゲームマシン・両替機・玉貸機・屋外駐車場・島工事・POSシステム 等
印刷業	各種印刷機・活字盤铸造機・裁断機 等
農業	あぜコンクリート・耕運機・ビニールハウス・棚・ネット・選果機・精米機・農機具等※農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
漁業	漁船・漁網 等
ホテル・旅館業	厨房設備・自家発電装置・放送設備・接客用備品 等
自動車整備業・ガソリンスタンド・工場	プレス、旋盤、ボール盤、研磨機、カッター、グラインダー、溶接機、充電器、万力、検査工具、切削工具、取付工具、クレーン、スチームクリーナー、オイルチェンジャー、テスター、独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除害設備、屋外照明設備、給油装置、洗車装置、ホイールバランサー、コンプレッサー、地下タンク、ガソリン計量器 等

● 家屋と償却資産の区分

家屋の建築設備は、固定資産税の取扱い上、次のとおり家屋（建物）と償却資産に該当する部分を区分して評価しています。償却資産となるものは、容易に取り外して移動できるもの、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産のため又は業務用の設備等が該当します。

家屋の所有者と同じ方が所有する場合の主な設備の区分について

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

設備の種類	設備の内訳	償却資産となるもの	家屋の評価に含まれるもの
内装・造作	床、壁、天井仕上、店舗 造作等	テナント等が取り付けた付帯設備 ※	工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管含む・キュー ビクル等）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電設備（配線・配 管含む）	
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管含む）	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備、分電盤
	電力引き込み設備	屋外の設備	
	動力配線設備	特定の生産のため又は業務用の設 備（配線・配管含む）	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
音響設備	拡声装置	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	配線、配管等
	インターホン設備	インターホン機器	配線、配管等
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置類	配線、配管等
	火災報知設備	屋外の設備	屋内の設備
給排水設備	テレビ共聴設備	テレビ・カメラ等	屋内配管、アンテナ、ケーブル
	水源	井戸	
	給排水設備	屋外の給排水配管等	屋内の給排水配管等
		家屋から独立して設置された給水 塔	家屋の屋上等に設置された給水槽
		特定の生産のため又は業務用の設 備	
給湯設備	局所式給湯設備	湯沸器、事業用ボイラー、公衆浴 場の元釜、補助釜、元釜槽、補助 釜槽（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用の 給湯器
	中央式給湯設備		
ガス設備		特定の生産又は業務用設備、屋 外の配管等	屋内の配管等

設備の種類	設備の内訳	償却資産となるもの	家屋の評価に含まれるもの
厨房設備 洗濯設備		洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備一式、社員食堂の厨房設備等の福利厚生用設備	左記以外の設備一式
換気設備 冷暖房設備		壁掛・窓掛け型のルームエアコン、特定の生産又は業務用空調設備	左記以外の設備一式
避雷設備		家屋から独立して設置された設備	家屋と一体となって設置された設備
空調設備		取付式、設置式の機器（取り外しが容易なもの）	家屋と一体となって設置された設備
運搬設備		工場用ベルトコンベア、生産ライン用リフト	エレベーター、エスカレーター等家屋と一体の設備一式
消防設備		消火器、ホース、ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等
コンピューター設備		機器・端末一式、L A N設備（配線・配管含む）、P O Sシステム（配線・配管含む）	
間仕切り		設置、移動、撤去ができるもの	家屋と一体のもので取り外し困難なもの
屋外設備		門、塀、フェンス、花壇、緑化施設、舗装路面、砂利敷き、融雪装置、擁壁	非常階段、ポーチ、テラス等家屋と一体になっているもの
その他の特殊設備 (例示)		機械式立体駐車場（装置）、簡易可動間仕切、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、総合郵便受	自動扉、窓拭き用ゴンドラ

※テナント等が取り付けた附帯設備の取扱いについて

貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される「家屋の所有者以外の者」が自らの事業の用に供するために家屋に取り付けた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、全てテナント等の所有する償却資産として取扱います。

この場合、テナント等の方が家屋に取り付けた内装、造作及び建築設備等については、「家屋と償却資産の区分表」の区分に関わらず、テナント等の方が自らの償却資産として申告をしてください(地方税法第343条第10項)。

● 国税と償却資産（固定資産税）の相違点

国税と償却資産（固定資産税）の相違点

比較項目	国税の取扱	固定資産（償却資産）の取扱
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却方法	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	旧定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（2分の1）
圧縮帳簿の制度	認められる	認められません ※1
特別償却・割増償却	認められる	認められません
増加償却 (所得税法・法人税法)	認められる	認められます
評価額の最低限度（国税は償却可能限度額）	1円（備忘価額）	取得価額の100分の5
改良費（国税は資本的支出）	原則区分評価 ※平成19年度税制改正あり。 税務署へお問い合わせください	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) ※2
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年末満か取得価格が10万円未満の資産)	損金算入可能	損金算入したものは対象外 ※3
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入可能	損金算入したものは対象外 ※4
中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産	損金算入可能	課税対象

※1 圧縮記帳制度は認められていませんので、**圧縮前の取得価格としてください。**

※2 平成19年度税制改正により国税における改良費の取り扱いは変わりましたが、**固定資産税（償却資産）における取扱には変更ありません。**

※3 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入のうえ申告してください。

※4 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入のうえ申告してください。

● リース資産について

リースに供されている資産（リース期間満了と同時に資産が回収される場合）の申告義務は、原則として、資産の所有者（リース会社）にあります。

ただし、それが実質的に割賦販売であると認められる場合（リース期間後に使用者に譲渡される場合）は、使用者（ユーザー）となります。なお、平成 20 年 4 月 1 日以後に契約を締結した、所有権移転外ファイナンスリースについては、法人税・所得税における所得の計算上、売買取引と取り扱うよう変更されておりますが、償却資産（固定資産税）においては、下表（リース契約の内容と申告義務者）の取扱となりますので、ご注意ください。

リース契約の内容と申告義務者

リース契約の内容	資産を借りている人 (ユーザー)	資産を貸している人 (リース会社)
通常の賃貸契約によるもの (リース期間満了と同時に資産が回収される場合) (平成 20 年 4 月 1 日以後に契約を締結した、所有権移転外ファイナンスリース)	申告不要	申告必要 (資産所在地に申告)
実際の売買にあたるようなもの (実質的に割賦販売であると認められる場合) (リース期間後に使用者に譲渡される場合)	申告必要 (自己資産として申告)	申告不要

（注意）

平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価格が 20 万円未満である場合は、申告対象外となります。

2 申告について

● 申告していただく方

令和8年1月1日現在償却資産を所有されている方です。

次の方も対象となります。

- 1) 償却資産を他に賃貸している方
- 2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- 3) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- 4) 償却資産の所有者が不明（確定していない）の場合、現に使用されている方
- 5) 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者の連名でご申告ください。（例：真庭 蔵、税務 太郎、償却 一郎）
- 6) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

前年中に資産の増減がない方も、必ず申告をお願いします。

前年中に休業又は廃業された方、事業を行っていても償却資産をお持ちでない方は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出してください。

● 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、申告していただきます。（土曜日又は日曜日に当たる場合は翌月曜日）

1) 必ず提出していただくもの

- ① **償却資産申告書**（償却資産課税台帳）※増減がない場合も必ずご提出ください。
- ② **種類別明細書**（増加資産・全資産用）※増減がある場合は、加除修正ください。

2) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| ① 課税標準の特例がある資産を所有している場合 | 固定資産税特例申告書
事実を証明する書類（特例内容資料等） |
| ② 非課税資産を所有している場合 | 固定資産税非課税申告書、
事実を証明する書類 |
| ③ 短縮耐用年数を適用された場合 | 国税局長の承認通知書（写） |
| ④ 増加償却をされた場合 | 税務署長への届出書（写） |
| ⑤ 減免該当資産を所有している場合 | 固定資産税減免申請書、
事実を証明する書類 |
| ⑥ 資産が減少した場合 | 種類別明細書（減少資産用） |
- ⑦ 提出される場合は、申告書の「17 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。
⑧ 特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして申告してください。

※正当な理由がなく申告しなかった場合、地方税法第386条および真庭市税条例第75条の規定により、過料を科せられる場合があります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科せられる場合があります。

● 申告が必要な資産

土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- 1) 簿外資産（会社の帳簿に記載していない資産）で、事業の用に供することができる資産
- 2) 租税特別措置法の規定により一括償却を行った取得価格30万円未満の少額資産
- 3) 儻却済資産で、法定の減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産
- 4) 赤字決算等により減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産
- 5) 大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定するもの）及び自転車・荷車
- 6) 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- 7) 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- 8) 遊休資産で稼動を休止しているが、事業の用に供することができる状態の資産
- 9) 未稼働資産で、まだ稼動していないが既に完成している資産
- 10) 職員・社員の福利厚生用の資産
- 11) 儻却資産の価値を増加させるための資本的支出としての改良費
- 12) 家屋の建築設備・造作等のうち償却資産に該当するもの
- 13) 清算中の法人が、清算事務に供している資産及び他事業者に事業用として貸付けている資産

※耐用年数が1年以上で、取得価額（1個又は1組当たり）が10万円又は20万円以上の資産についての個人・法人対応表 ※詳しくは、少額資産の項を参照ください。

	取得価格	国税の取扱	償却資産の取扱
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

● 申告の必要ない資産

- 1) 自動車税、軽自動車税・固定資産税（土地・家屋）が課税されているもの
- 2) 無形固定資産（例：鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権、電話加入権やパソコンのソフトウェア等など）
- 3) 生物（ただし、鑑賞用・興行用の生物は申告の対象となります）
- 4) 繰延資産
- 5) 耐用年数 1 年未満又は取得価額 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- 6) 取得価額 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
- 7) 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が 20 万円未満のもの

● 取得価格と耐用年数

- 1) 取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。
- 2) 耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数には、次の 3 種類があります。
 - ① 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。
 - ② 中古見積耐用年数 耐用年数省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数。
 - ③ 短縮耐用年数 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

● 非課税資産について

固定資産税が課されない非課税の範囲は、地方税法第 348 条に規定されています。該当資産を取得された方や使用用途等に変更が生じた方（例：電化製品等を扱う店舗を改装し、農業共同組合へ所有権移転かつ事務所として使用する場合）は、固定資産税非課税申告書を提出していただきますので、総務部税務課までお問い合わせください。

● 課税標準の特例について

税負担の軽減を図るため、課税標準の特例があります（地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条から 15 条の 3 の 2 まで）。該当する資産を取得された方は、固定資産税の課税標準の特例申請書に必要事項を記入し、特例内容に係る書類を提出してください。

● 減免が適用される償却資産について

地方税法第 367 条の規定に基づき、真庭市税条例第 71 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」を提出していただきますので、総務部税務課までお問い合わせください。

● 少額資産の取扱について

取得価格が少額の資産の申告は、税務会計上（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱が異なります。少額資産であっても下表（小額資産の取扱）で示すとおり、申告対象となる場合もありますので、ご注意ください。

少額資産の取扱

取得価格	個別減価償却	中小企業特例 (説明 1 参照)	一時損金算入 (説明 2 参照)	3 年一括償却 (説明 3 参照)
10 万円未満	申告必要	申告必要 (注意参照)	申告不要	申告不要
10 万円以上 20 万円未満	申告必要	申告必要	申告必要	申告不要
20 万円以上 30 万円未満	申告必要	申告必要	申告必要	申告必要
30 万円以上	申告必要	申告必要	申告必要	申告必要

（説明）

- 1) 取得価格が 10 万円以上 30 万円未満の資産を一時に損金（必要経費）に算入するもの（租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5）。
- 2) 取得価格が 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満の資産を一時に損金（必要経費）に算入するもの（法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条）。
- 3) 取得価格が 20 万円未満の資産を 3 年で均等償却するもの（法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項）。

（注意）

中小企業特例を適用できるのは、平成 18 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5）。ただし、取得価格が 10 万未満で適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

● 自社電算により申告される場合

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、必ず本市の申告書を添付してください。 2 資産件数を備考欄に記入してください（資産種類別に明細書の一行を一件として集計）。 3 評価額の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・ 全資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、減価残存率、耐用年数（改正耐用年数も含む）、価額、特例率（該当有の場合）、増加事由。 2 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 3 増加資産がある場合は、増加事由を摘要欄等に記入してください。
種類別明細書 (減少資産用)	1 減少した資産のリストを種類別明細書様式でご提出下さい。 2 減少資産がある場合は、減少事由を摘要欄等に記入してください。

● インターネットを利用して申告される場合

真庭市ではインターネット（eLTAX 地方税ポータルシステム）を利用した償却資産の申告（以下「電子申告」という。）を受け付けています。

1) 利用できる方

償却資産の申告が必要な方又は税理士若しくは税理士法人等の税理士業務を行う方（以下「税理士等の方」という。）で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。

なお、税理士等の方が、償却資産の申告が必要な方の申告書を作成・送信する場合は、税理士等の方の電子署名のみによる送信ができます。この場合、償却資産の申告が必要な方の電子署名を省略できます。

2) 利用方法

- ①（一般社団法人）地方税電子化協議会が認めた電子証明書を取得します。
- ② 「eLTAX」のホームページから利用届出を行います。
- ③ 電子メールで利用者ID等が記載された通知が届きます。
- ④ 専用ソフト「PCdesk」を無償でダウンロードできるので、インストールを行います。
- ⑤ 申告データを作成し、送信します。

※詳しくは、「eLTAX」のホームページで確認下さい。

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/denshishinkoku/case05/index.php>

● 個人番号の取り扱いについて

平成28年1月から地方税の手続において、行政機関等に提出する各種税申告書・申請書に納税者等の個人番号又は法人番号の記載が必要になりました。

償却資産申告書に個人番号を記載して提出される場合は、個人番号確認及び本人確認を実施する必要があります。以下の書類を窓口で提示していただくか、写しを提出してください。

● 窓口での提出（下記のうちいずれか）

- 1 個人番号カード【両面】（個人番号確認書類兼本人確認書類）
- 2 通知カード（住所・氏名が住民票と一致しているもの）及び運転免許証や健康保険証等
- 3 個人番号が記載された住民票の写し等（個人番号確認書類）及び運転免許証や健康保険証等

● 郵送での提出

上記、窓口での提出と同種の書類の写し

● 代理人が提出する場合

代理人が申請者本人の個人番号を記載して申告書を提出する場合、次の書類を揃えていただく必要があります。

- 1 申請者本人の個人番号確認書類（個人番号カード又はその写し、通知カード又はその写し）
- 2 代理権を証する書類（委任状等）
- 3 代理人の本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）

マイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理します。

※本人確認資料の不備等により本人の確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はなかったものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

3 債却資産の評価について

申告していただいた資産を1件ずつ、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価を行います。資産一品ごとに次の計算を行い、評価額を求めます。

● 評価額の計算方法

1) 前年中に取得したもの（初年度については、一律半年償却を行います）

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応する減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

2) 前年前に取得した物

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応する減価率}) = \text{評価額}$$

・以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

【計算例】取得価額 700,000円、取得時期令和6年5月、耐用年数3年の資産の場合

※耐用年数3年に応する減価率は0.536

$$\text{令和7年度} = 700,000 \text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 512,400$$

$$\text{令和8年度} = 512,400 \text{円} \times (1 - 0.536) = 237,753$$

$$\text{令和9年度} = 237,753 \text{円} \times (1 - 0.536) = 110,317$$

$$\text{令和10年度} = 110,317 \text{円} \times (1 - 0.536) = 51,187$$

$$\text{令和11年度} = 51,187 \text{円} \times (1 - 0.536) = 23,750 < 35,000 \text{円}$$

※令和11年で算出額が取得価額の5%（35,000円）より小さくなりますので、以降35,000円となります。

● 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額とは、各資産の評価額を資産が所在する区ごとに合算した額（決定価格）です。

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切捨)}} \times \boxed{\text{税率 (100分の1.4)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切捨)}}$$

● 耐用年数に応ずる 減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
		26	0.085	51	0.044	76	0.03
2	0.684	27	0.082	52	0.043	77	0.03
3	0.536	28	0.079	53	0.043	78	0.029
4	0.438	29	0.076	54	0.042	79	0.029
5	0.369	30	0.074	55	0.041	80	0.028
6	0.319	31	0.072	56	0.04	81	0.028
7	0.28	32	0.069	57	0.04	82	0.028
8	0.25	33	0.067	58	0.039	83	0.027
9	0.226	34	0.066	59	0.038	84	0.027
10	0.206	35	0.064	60	0.038	85	0.026
11	0.189	36	0.062	61	0.037	86	0.026
12	0.175	37	0.06	62	0.036	87	0.026
13	0.162	38	0.059	63	0.036	88	0.026
14	0.152	39	0.057	64	0.035	89	0.026
15	0.142	40	0.056	65	0.035	90	0.025
16	0.134	41	0.055	66	0.034	91	0.025
17	0.127	42	0.053	67	0.034	92	0.025
18	0.12	43	0.052	68	0.033	93	0.025
19	0.114	44	0.051	69	0.033	94	0.024
20	0.109	45	0.05	70	0.032	95	0.024
21	0.104	46	0.049	71	0.032	96	0.024
22	0.099	47	0.048	72	0.032	97	0.023
23	0.095	48	0.047	73	0.031	98	0.023
24	0.092	49	0.046	74	0.031	99	0.023
25	0.088	50	0.045	75	0.03	100	0.023

※地方税法第388条に基づく総務大臣の告示「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋